

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年4月15日付けで行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

〇〇の布団や家具、家電が貸与の本件シェアハウスから〇〇の賃貸に引っ越した事の一時扶助について、家具什器については設置費を出していただけたのですが、布団に関しては出していただけなかったことに対して不服があり、審査していただきたいです。約25kgほどある寝具であった事、購入場所は〇〇で、現住所の〇〇まで、公共交通機関を使って私一人で運ぶのは不可能だったので、タクシーを使用しました。必要性があり、本件タクシー代を一時扶助の設置費として請求する事は妥当と思われまます。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定

を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年12月22日	諮問
令和3年 2月25日	審議（第52回第2部会）
令和3年 3月19日	審議（第53回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の基本原則等

ア 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

イ 法11条1項によれば、保護の種類として、同項1号に「生活扶助」が挙げられており、法12条1号によれば、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」の範囲内において、生活扶助を行うとされている。

ウ そして、法24条3項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請（同条1項）があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知し

なければならぬとされている。

また、同条 9 項によれば、同条 1 項から 7 項までの規定を法 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するとされている。

(2) 臨時的な生活扶助費（一時扶助費）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7・2 によれば、「臨時的な最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とされており、当該特別の需要として、「(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要 (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要 (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が挙げられている。

(3) 被服費（布団類購入費）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・2・(5) で基本生活費として規定されている「被服費」は、次官通知第 7・2・(3) の「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」として一時扶助されるものと解される。

局長通知第 7・2・(5) によれば、「被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第 7 に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内におい

て特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。」とされ、布団類購入費に関する支給要件として、保護開始時等において「現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合」を掲げ、新規に購入を必要とする場合には1組につき19,500円以内で、原則として現物給付することができることとされている。

- (4) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和元年11月7日に請求人の保護を開始し、職員が同月11日に本件シェアハウスを訪問し、請求人が、布団類を所持していないことを確認している。

その上で、令和2年4月14日、請求人が転居する際に、最低生活の基盤となる物資である布団類を欠いていると認め、布団の新規購入費用として基準額の上限となる19,500円(1・(3))の一時扶助費の支給を決定し、請求人の区外転居後に需要が生じたために原則とされる現物給付(局長通知第7・2・(5)・ア)ではなく、現金による給付とすることとして現金書留にて請求人へ送付していることが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適切になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3(1) 請求人は、上記第3のとおり、本件タクシー代について、一時扶助の設置費として請求することが妥当であるとして本件処分の取消しを求めているが、請求人から処分庁に対して、本件タクシー代に係る保護申請書類や領収書が提出されたとは認められず、また、本件処分の内容に本件タクシー代の支給についての判断は含まれないことから、請求人の上記主張には理由がない。

また、仮に、請求人から布団類購入費の請求として本件タクシー代に係る保護申請書類や領収書が提出されていたとしても、請求人

の布団類購入の代金が基準額（19,500円）を超過しているため、本件タクシー代を一時扶助費として支給することは認められない。

- (2) なお、請求人は布団類の設置費として本件タクシー代を請求することが妥当である旨主張しているため、以下、念のためこの点についても触れて置くこととする。

家具什器費については購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、当該費用を支給することも差し支えないとされている（局長通知第7・2・(6)・なお書き）が、被服費（布団類購入費）について同様の規定はなく、設置費を別途支給することは認められない。

よって、この点についての、請求人の主張には理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来